

平成30年3月30日  
監査委員事務局

## 監査結果（平成22～28年度）未措置案件等の状況について

《平成30年3月16日公報掲載分まで》

対象部局別 （所管する財政的援助 団体等含む）	未措置案件(※) の件数 【H30.3.16公報掲載 分まで】	未措置案件確認済みの理由						
		⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑭
政策企画部	1	1						
総務部	0	—	—	—	—	—	—	—
財務部	1	1						
府民文化部	2		1			1		
福祉部	13	1	4	1		7		
健康医療部	2		1	1				
商工労働部	5	2				1	1	1
環境農林水産部	1			1				
都市整備部	2	1	1					
住宅まちづくり部	1			1				
会計局	0	—	—	—	—	—	—	—
議会事務局	2	2						
教育庁	4	1	1				2	
府立学校	5		2	3				
監査委員事務局	0	—	—	—	—	—	—	—
人事委員会事務局	0	—	—	—	—	—	—	—
労働委員会事務局	0	—	—	—	—	—	—	—
公安委員会	警察本部	0	—	—	—	—	—	—
	警察署	1	—	—	—	1	—	—
合計	40	9	10	7	1	9	3	1

## 《未措置案件の理由の分類》

- ①制度等の変更（廃止）
- ②施策の方針と異なる。
- ③財源措置が困難
  - ア) 予算要求を行った。
  - イ) 予算要求は行っていない。
- ④人事措置が困難
  - ア) 人事要求を行った。
  - イ) 人事要求は行っていない。
- ⑤関係者の同意が得られない。
- ⑥見解の相違（必要ないと判断）
- ⑦将来における措置（予定期日確定）
- ⑧関係者との調整に期間を要するもの
- ⑨順次措置中
- ⑩報告書未提出
- ⑪報告内容確認・調整中
- ⑫措置手続中
- ⑬公報登載手続中
- ⑭その他

⇒別紙「未措置案件の理由の分類について」  
参照

※「未措置案件」とは、「監査結果（平成22～28年度）に基づく措置」が講じられた旨が公表（大阪府公報に登載）されていない案件

## 【別紙】 未措置案件の理由の分類について

未措置案件の理由の分類		考え方
①	制度等の変更（廃止）	「監査結果が報告された時点」における制度等が「現在」は変更（廃止）されており、是正・改善（※1）が困難なもの
②	施策の方針と異なる	「監査結果が報告された時点」における施策が「現在」は変更されており、是正・改善が困難なもの
③	財源措置が困難	是正・改善のための財源が確保できない場合
	ア) 予算要求を行った	予算要求を行ったが、認められない場合
	イ) 予算要求は行っていない	（理由については、別途確認）
④	人事措置が困難	「是正・改善」のための人員が確保できない場合
	ア) 人事要求を行った	人事要求を行ったが、認められない。
	イ) 人事要求は行っていない	（理由については、別途確認）
⑤	関係者の同意が得られない	関係者の同意が必要だが、関係者の同意を得ることが困難な場合
⑥	見解の相違（必要ないと判断）	部局として、是正・改善をする必要がない又は今後進展が難しいもの
⑦	将来における措置（予定期日確定）	将来の特定の時期（※2）においては、実施する予定であるもの
⑧	関係者との調整に期間を要するもの	複数の関係者・関係部局との調整が必要であり、その調整に期間を要するもの
⑨	順次措置中	「是正・改善」対象が多数ある監査結果について、順次着手しているが、全ての是正・改善の完了には時間がかかるもの 例)「50 機以上の機器について撤去及び修繕を検討されたい」という指摘に対して、毎年順次に撤去等を実施しており、残り5件となっている場合 など
⑩	報告書未提出	事実上、所属においては、是正・改善を実施しているが、 <u>所属が</u> 、監査委員事務局に対して「措置報告」を行っていないもの
⑪	報告内容確認・調整中	事実上、所属においては、是正・改善を実施し、「措置報告」が提出された。しかしながら、根拠資料や文章表現に不備があり、監査委員事務局が修正を求めているが、 <u>所属から提出されていないもの</u>
⑫	措置手続中	<u>監査委員事務局において</u> 、措置報告の内容の確認を行っているもの
⑬	公報掲載手続中	月末に措置報告の公表が予定されているもの
⑭	その他	①～⑬の選択肢に分類できないもの

(※1) 本紙における「是正・改善」とは、監査結果における「是正を求める事項」「改善を求める事項（意見）」のことを指す。

(※2) 時期が明確であり、その時期でないと実施できないことに理由があること。